

千葉市立幕張海浜病院病床外来運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立幕張海浜病院における入院病床及び外来診療の運営に関して、効率かつ円滑な運用を推進し、一人でも多くの患者に安全かつ適正な医療を提供するために、千葉市立幕張海浜病院病床外来運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、効率性及び適正並びに安全性などを調査し、審議した結果を院長に報告し、関係部門と共有する。

- (1) 入院病床の運営に関すること
- (2) 一般外来診療の運営に関すること
- (3) 空床利用及び他科病床利用に関する諸問題の検討と病棟間の調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、病床・外来の運営全般に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医師（診療局長及び部長以上の医師 数人）
- (2) 看護師（副看護部長1人及び看護師長）
- (3) 診療放射線技師長
- (4) 臨床検査技師長
- (3) 医事室医事班主査

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、診療局長又は統括部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員となる医師を指名により決定する。
- 5 副委員長は、委員長が指名した副看護部長又は看護師長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議の内容に応じて第3条に掲げる委員のうち、必要な委員のみを招集する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医事室医事班において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年５月から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年５月から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年２月から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１０月から施行する。